

情報起業家の為の転売・盗作対処法
～情報商材を守る為の基礎知識～

情報起業家の為の転売・盗作対処法

～情報商材を守る為の基礎知識～

行政書士横山コンサルティング事務所

「起業法務コンサルタント通信」 登録のご案内

メールマガジン「起業法務コンサル通信」に登録すると

以下の特典が得られます。

特典1、あなたのメルマガ読者が100%増加する●●を差上げます。
詳細は登録後、紹介いたします。 必ず驚かれるでしょう。

特典2、インターネットビジネスに関する、法律情報をお届けします。
インターネットビジネスをする際に知っておくべき法律は様々です。
知らなかった・・・じゃ済まされない事もたくさんあります。
予想外のトラブルに巻き込まれない為に役立つ情報をお届けします。

特典3、起業、経営、副業に役立つ情報をお届けします。
私が実際に読んでよかった電子書籍や役立つツールを無料でお届けします。
職業柄、詐欺的なものは紹介できませんので、ご安心下さい。

特典4、集客、利益アップに関する情報をお届けします。

さらに秘密の特典を随時、差上げます。
メルマガにて不定期に紹介しますので予めご了承下さい。

利用料、登録料は全て無料です。今すぐご登録を！

<http://gyouseisyosi.biz/>

■著作権とは？

「思想または感情を創作的に表現したものであって文芸、学術、又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1号）

例を挙げると漫画のキャラクターや小説、ゲームソフト、映画、音楽、絵、等々です。

著作物の具体例

言語の著作物	小説、脚本、論文、詩歌、俳句、ホームページの文字部分
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞、ホームページの曲
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス等の舞踏
建築の著作物	建造物
美術の著作物	絵画、版画、漫画、書、壺、茶碗、ホームページデザイン
地図、図形の著作物	地図、図面、模型、設計図
映画の著作物	映画 テレビ番組 CM

写真の著作物	写真、プロマイド、グラビア、ホームページの写真
プログラムの著作物	ソフトウェア、ホームページのソース部分

著作権の主旨は大雑把に言うと「他人の物を勝手に真似するな！」の一言に尽きると思います。インターネットの普及によって、より身近に著作権という文字を目にしているでしょう。

著作権侵害は 5 年以下の懲役か 500 万円以下の罰金に処せられます。

更に民事的訴えにより多額の損害賠償金を背負う事になりかねません。

「知らなかった」じゃ済まされないのです。

著作権に営利目的のみ保護するといった規定はなく例えば「子供の書いた絵」

や「私が撮った写真」、今、御覧頂いている「マニュアル」これらも著作権で保護されます。

著作権は特許とは違い登録する事なく保護されます（無方式主義という）保護期間は著作者の死後 50 年間です。特許権の出願から 20 年という期間に比べかなり長いです。

著作権は、小説、音楽、映画といった芸術作品に認められる独占的権利です。

著作者の許諾を得ないでこれらの権利を行使すると著作権侵害という違法行為となり、民事上、刑事上の責任を負うということを意味します。

例えば、小説を書いた場合、自ら印刷して販売することもできますし、出版社に許諾して出版してもらいその対価として作家印税といわれる著作権使用料をもらう事ができます。

もし、無断で小説を出版したり、その小説を基に映画を製作したり

すれば、これらの者に対して、著作権侵害を理由に差止め請求や損害賠償請求等をしたり、刑事告訴をして刑事罰を求めることができます。

例えば、ある小説をそっくりそのままコピーすれば著作権侵害となるがその小説をみて工夫を加えて別の物語を書いた場合は著作権侵害とはなりません。

著作権侵害の判断基準は他人の著作物に「依拠」したこと、後の著作物が「類似」していると著作権侵害となります。

すでに、創作された他人の著作物を参照にして創作を行い、結果できあがった新しい著作物が他人の著作物と似ている場合のほとんどが著作権侵害となります。

自らの発想だけをもとにして創作した著作物が偶然、他人の著作物に似ていた場合は、著作権侵害とはなりません。

特許や商標のように先に出願した者が保護されるという形ならば、盗作したという事実がはっきり判るのですが、著作権は創作した時点で権利が発生する為、偶然同じ作品になる可能性だってあります。その為、必然的に争いは多くなります。

アメリカの場合は「接近の可能性」も重要な判断材料としています。

実際には個別に裁判官が判断しているのが実情です。

重要な点は先に自分が書いた（作った）事を証明することです。

著作権の種類

著作権は権利の束となっており、細かく分けると以下の様になっています。

著作者人格権・・・公表権・氏名表示権・同一性保持権

著作権・・・出版権・上映権・演奏権・上演権・公衆送信権・口述
権・展示権頒布権・譲渡権・貸与権・翻訳権・翻案権・
二次的著作物利用権

著作隣接権・・・レコード製作権・実演権・放送権・有線放送権

著作権は勝手に複製されない権利とか勝手に展示されない権利等の
ように

「～されない権利」と覚えておいてください。

著作権登録制度

著作権法には登録制度が存在します。何故、創作した時点で発生するものにそんな制度があるのだと思う方もいらっしゃるでしょう。

著作権登録制度の目的は「公示」です。（世間に知らせる事）

この著作物の著作者は誰か？いつから存在したか？

このようなことを国が証明する制度です。土地の登記のようなものとお考え下さい。

登記簿謄本のように著作権登録をすると謄本を請求することもできるようになり、文化庁のホームページで検索すると登録した著作物を閲覧することもできます。

但し登記とは違い、この登録制度はあくまで「推定」する制度であり、

この点が不動産登記とは根本的に違う部分です。

虚偽で登録しても、明確な証拠が見つければ覆される事があります。

著作権登録制度は様々な種類があります。

■実名の登録

無名又は変名で公表された著作物の著作者がその実名の登録を受けることができます。

この登録の効果は、登録を受けたものが、当該著作物の著作者と推定され、

その結果、著作権の保護期間が公表後 50 年間から、実名で公表された著作物と同じように著作者の死後 50 年間となります。

※ペンネームや無名で公表した著作物をお持ちの方を対象としています。

■第一発行・公表年月日の登録

著作者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が、当該著作物が

最初に発行され又は公表された年月日の登録をうけることができます。

この登録の効果は反証の無い限り、登録されている日に当該著作物が

第一発行又は第一公表されたものと推定されます。

保護期間算定の起算点となります。

※小説や写真・陶芸作品・美術・ホームページ（HTML ソース部分以外）等、

他人に真似されたくない場合に先に創作したと証明する時に有効です。

■創作年月日の登録

プログラム著作者が、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受ける事ができます。

この登録の効果は、反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。

■著作権・著作隣接権の移転等の登録

登録権利者および登録義務者が著作権若しくは著作隣接権の譲渡等の登録、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等の登録を受ける事ができます。

この登録の効果は、権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗する事ができます。

■ 著作権の設定等の登録

登録権利者および登録義務者が著作権の設定・移転の登録、
又は著作権を目的とする質権の設定等の登録を受ける事ができます。
この登録の効果は、権利の変動に関して、登録することにより第三
者に対抗する事ができます。

■ 著作権侵害による救済手段

● 刑事罰（著作権法 119 条）

著作権侵害を行った者は、5 年以下の懲役または 500 万円以下の罰金
に処せられ、
かかる侵害行為が法人等の従業員により、当該法人等の業務に関し
行われていた場合には、当該法人等に 1 億 5 千万円以下の罰金が科
せられます。

●差し止め請求（著作権法 112 条）

著作権者に、著作権を侵害するものまたは侵害する恐れのある者に対し、その侵害の停止または予防を請求する権利を認めています。

これを差し止め請求権といいます。

差し止め請求が認められるためには、侵害行為を行った者に故意や過失があることは要求されていません。

●損害賠償請求（民法 709 条、著作権法 114 条）

著作権者は故意又は過失により著作権を侵害した者に対して、侵害行為により生じた損害の賠償を求めることができます。

損害賠償額の算定については、著作権侵害により発生する損害額がいくらであるかを算定することが困難な場合が多いことに鑑みて、侵害行為者が侵害行為により受けた利益の額を損害額と推定する旨の規定がおかれています。

●不当利得返還請求（民法 703 条・704 条）

著作権者は侵害行為者に対し、不当利得返還請求権に基づき、かかる「利得」の返還を求めることができます。

例えばホームページを無許可で真似したとしてその利用料を「利得」として請求できます。損害賠償請求権の時効が損害および加害者を知った時から3年ですが、不当利得返還請求権の時効は10年です。

●**名誉回復措置請求権**（民法 723 条）

名誉を毀損された者に、名誉回復を請求する権利を認めていますが、著作権侵害についてこの請求が認められる事はほとんどないでしょう。

■告訴について

告訴とは犯罪の被害者が捜査機関に対して犯罪が行われた事実を申告し、その犯人の処罰を求める意思表示です。

一般に告訴・告発状の書式に法定の定めはありません。

しかし、告訴・告発が訴訟条件となっているものについて検察官は裁判所に訴訟条件存在の立証のため、その告訴・告発状を提出しなければならないので、作成上一定の方式が定められています。

告訴・告発状には作成年月日を記載し、所属官公署を表示し、作成者が署名押印する必要があります。

告訴状が数枚になるときは、一枚ごとの継ぎ目に契印(割り印)押す必要があります。

文字の加入や削除した時は、その部分に認印をした上、加除した数字を上欄に記載し、削除した文字は読み取れるように残す必要があります。

基本的には、誰を、どのような犯罪事実について処罰してほしいかが明らかにされていればよいのです。

犯人については、判例上でも法解釈上でも、特定は必要とされておらず、その氏名・住所の特定も必要とされてはいません。

犯人を知った日から六ヶ月を経過したときは、これをすることができない」（刑事訴訟法235①本文）とされ、六ヶ月経過後の告訴は無効となります。

また、ここで、「犯人を知った」とは犯罪事実の認識を前提として、告訴権者が告訴の要否を決しうる程度に犯人がどういう人物であるかの認識をもつことを言うとされます。

判例は犯人の住所、氏名などの詳細を知る必要はないが、犯人の何人たるかを特定しうる程度に認識する必要があるとしています。

過去に発行したメールマガジンを編集しました。

■情報起業家の為の転売・盗作対処法

こんにちは行政書士の横山です。

ご購入頂きまして誠にありがとうございます。

先日、情報起業でがつつり稼ぐ会の菅野一勢様から

私のマニュアルのご感想を頂きました。感謝です（泣）

※以下感想文です。

私が情報起業を始めたのは約2年前です。

そして、現在の年商は、1億をゆうに越えています。

「売れていていいな」

もしかしたら、こう思うかも知れません。

でもね、実は・・・

売れば売れるほど、ある問題が起こり、
悩み続けるできごとが起こるのです。

転売、盗作問題です。

実は 35,800 円もする私の商材がヤフーオークションで
たったの 1 万円で転売されてしまう事がよくあるんです。

当然、警告もしました！ その結果は・・・まったく無視（悲）

無視するのであればと、弁護士に相談しました。

でも、知的財産にあまり詳しくない事務所だったようで、

結局、解決の糸口は見つかりませんでした。

そんな、対処の仕方がわからずに途方に暮れていたときです。

横山さんのマニュアルの存在を知ったのは・・・

早速、マニュアルに記載のある警告文を送ってみました。

その結果、驚くことに転売がピタッと止まったのです。

そりゃそうですね。

盗作がどういう罪にあたいして、

その結果、こんな損害請求をすることになります。

なんて、言われたら、止めざるを得ないですから・・・

このマニュアルのおかげで、今後、どんな盗作、

転売問題が起こっても、瞬時に対応していけそうです。

もう泣き寝入りはしませんよ～

横山さん、ほんと助かりました。どうもありがとう！！！！

PS、

もし、あなたが転売等でお困りなら、

このマニュアルはおススメです。

情報起業家の為の転売・盗作対処法
～情報商材を守る為の基礎知識～

対応の仕方がわからずに、泣き寝入りする方が多いようですが、
それでは、多くの利益を失うことになります。(私もそうでしたが・・・)
情報起業をするなら、必ず転売、盗作の問題にぶち当たります。
そこで、あたふたしないように、
きっちりとした対応策を学んでおきましょう。

情報起業家の為の転売・盗作対処法

【情報起業家の為の転売・盗作対処法】<http://jeeee.net/url/408.html>

■情報起業家の為の転売・盗作対処法

こんにちは行政書士の横山です。

ご購入頂きまして誠にありがとうございます。

『たった10日でネット起業！てっとり早く稼ぐ！完全マニュアル』の作者である榎谷美貴子様から「情報起業家の為の転売・盗作対処マニュアル」のご感想を頂きました。

先日はマニュアルを拝見させて頂き、ありがとうございました。

実はつい最近、私の共著商材が盗作にあいました。

しかも、こちらよりも高い金額をつけ、販売していたのです。

はじめての事でしたので、どのように対処すればいいのか分からず、何とかサイトを停止、謝罪してもらうことが出来ました。

何ヶ月も掛けて作り上げた商材を、我が物のように販売されていることに怒りと悲しみを感じ、慰謝料も請求しましたが、素人で何の知識もない私では、やはり無理でした。

やはり、転売・盗作の対処方法と防止策は事前に知っておくべきでした。

サポートが無制限という事なので、とても心強いです。

今後同じことがありましたら、その時はご相談よろしくお願します。

楨谷美貴子様

槇谷様 ご感想ありがとうございました。

確かに事前に対処方法を知っておくことはとても重要だと思います。
著作権保護をしておくことで、その後の対処が10倍は楽になるでしょう。

〇〇を使った証拠保存の方法は、これ以上ない位に効果を発揮します。

特許のように完全に保護する事はできませんが、
だからといって大切な情報商材を丸裸のままにしておくのはあまりにも危険です。

情報起業家の為の転売・盗作対処法

[【情報起業家の為の転売・盗作対処法】http://jeeee.net/url/408.html](http://jeeee.net/url/408.html)

■情報起業家の為の転売・盗作対処法

～著作権を守る術～

こんにちは行政書士の横山です。

ご購入頂き誠にありがとうございます。

超速ブログ集客術でおなじみの

現役米国大生起業家 沼倉裕様より

マニュアルの感想を頂きました。

我々情報起業家にとって、転売、盗作

といわれる行為は、確実に収入に大きな悪影響

を及ぼすものです。

そして、収入どうのこうのよりも、転売、盗作
というものは明らかに法に反した”犯罪”なんですよ。

しかし、我々情報起業家はこれらに対する
知識を全く持っていません（涙

『転売やめてください！』

とだけ警告して、止めるくらいなら最初から
彼らはやってませんよね・・・

しかし、横山さんのこのマニュアルには
情報起業家にとってはなくてはならない、
”犯罪”と戦う術がすべて書かれています。

これから先、情報起業家がどんどん増えていくと思います。

それに伴い、転売、盗作もどんどん増えていくでしょう。

著作権を守る術も情報起業で成功する必須条件に
違いないと思います。

このマニュアルは情報起業家にとって、最強の盾に
なること間違いなし！

ですね。

横山さん、本当にこんなに素晴らしい方法を教えてくださって
ありがとうございました。

沼倉さん。ご感想頂きありがとうございました。

著作権を守る術を身につけておく事が
今後ますます大切になってゆきます。

【情報起業家の為の転売・盗作対処法】<http://jeeee.net/url/408.html>

■情報起業家の為の転売・盗作対処法

～転売、盗作と戦うスキル～

こんにちは行政書士の横山です。

ご購入頂きましてありがとうございます。

以前、情報起業家の菅野一勢様のメルマガで、

ご紹介頂いた内容で大切な事がありますので

今回はその事についてお話します。

《情報起業家向けお金儲け講座第 56 号より》

■転売、盗作でお困りなら・・・

もし、あなたの商材が転売、盗作されているのであれば、

こんな辛いことはありません。

なぜなら、その商材の寿命を削れていることになるのですから・・・

そして、その損害は計りきれません。

実は、わたしも今まで、転売、盗作に対して、対応していませんでした。

というか、対応の仕方、法律等がわかってなかったというのが正解です（汗）

しかし、今は違います。戦うスキルを身に付けて、
転売、盗作を見つけたら、ガンガン警告しています。

場合によっては、法的な処置も行っていきます。

なぜ、わたしは変わったのか・・・

それは、あるサイトに出会ったからです。

⇒⇒【情報起業家の為の転売・盗作対処法】<http://jeeee.net/url/408.html>

情報起業で儲けていきたいのであれば、
転売、盗作と戦っていかなければなりません。

もし、あなたが、戦うスキルをお持ちでなければ、
今すぐ、そのスキルを身に付けましょう！

【泣き寝入りは、まっぴらだ！！】

■転売、盗作と戦うスキルとは？

著作権法において、盗作・転売防止をする為には
情報商材が間違いなく「その日」に存在したという証明が重要です。

この方法は情報商材と一緒に確かな日付を国が証明する形となる、
非常に有効な手法です。

盗作・転売相手へ格段に対抗・立証しやすくなります。

しかし、何も防衛策とっていない状態で盗作されてしまったら、

その対処に手間がかかります。

精神的ダメージも大きく、被害は甚大でしょう。

インターネットの世界はスピードが命です。

事前に対処方法を知っていれば、転売・盗作被害は最小限に食い止められる筈です。

【情報起業家の為の転売・盗作対処法】<http://jeeee.net/url/408.html>

最後までご購読頂きまして誠にありがとうございました。

情報起業家の為の転売・盗作対処法
【情報起業家の為の転売・盗作対処法】<http://jeeee.net/url/408.html>

行政書士横山直和